

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、「都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、**あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。**」と定められている。
- 都では、**認知症の人を含めた都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現**に向けて、**認知症の人・家族等の意見を十分に聴きながら策定**する。

【意見交換の実施予定】

- 8月・9月頃に、とうきょう認知症希望大使及び公益社団法人認知症の人と家族の会、若年性認知症家族会 彩星の会との意見交換を実施予定。いただいたご意見は起草ワーキンググループへ報告し、計画素案へ反映予定。
- 認知症の人との意見交換については、当事者の御意向も踏まえ、チームオレンジの活動拠点及び都庁周辺での実施を検討（必要に応じてオンラインも活用）

